

公表版

第一次調査報告書

(平成 29 年度及び平成 30 年度入試の検証報告と是正措置の提言)

平成 30 年 10 月 22 日

学校法人東京医科大学第三者委員会

平成 30 年 10 月 22 日

学校法人東京医科大学 御中

学校法人東京医科大学第三者委員会

委員長 那 須 弘 平

委員 半 田 正 夫

委員 大 野 京 子

本報告書は、当委員会が東京医大に対し提出した平成 30 年 10 月 22 日付第一次調査報告書について、プライバシーの保護、入試業務の機密保持等の観点のほか、当委員会の調査が現在も継続していることを踏まえて、適宜修正を行ったものである。

目 次

第1	本報告書について	1
第2	調査の方法	1
1	調査の端緒	1
2	当委員会について	2
(1)	当委員会の構成	2
(2)	日弁連ガイドラインとの関係	2
3	調査の方法	2
(1)	ヒアリング	2
(2)	関係資料	2
(3)	フォレンジック調査	3
(4)	アンケート調査	3
(5)	情報提供窓口開設	3
4	前提条件及び留保事項	3
第3	医学科入学試験の概要	4
1	医学科入学試験に関する法令及び学内の規則	4
(1)	学校教育法	4
(2)	大学設置基準	4
(3)	学則	4
(4)	教授会規程	5
(5)	教育委員会規程	6
(6)	入試委員会内規	6
(7)	アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）	6
2	入学試験に関連する会議体及びその構成員	7
3	入学試験の概要（平成29年度及び平成30年度）	8
(1)	入学試験の種別	8
(2)	一般入試	8
(3)	センター利用入試	9
(4)	一般公募推薦入試	10
(5)	地域枠特別推薦	10
4	合格者決定の手續及び結果	11
(1)	一般入試	11
(2)	センター利用入試	18
(3)	一般公募推薦入試	20
(4)	茨城県及び山梨県地域枠特別推薦	22

(5) 入学者数の総計	23
5 入試関係データの利用・保管状況.....	23
第4 平成29年度及び平成30年度医学科入試における問題行為.....	23
1 属性調整.....	24
2 個別調整.....	24
3 平成30年度推薦入試合否判定における問題行為	25
4 その他の問題行為	26
(1) 平成30年度一般入試第2次試験の合否判定における問題行為	26
(2) 平成30年度一般入試繰上合格における問題行為.....	26
第5 属性調整及び個別調整が行われる前の合格者選定名簿の復元及びその分析	27
1 平成29年度入学試験について	27
(1) 属性調整及び個別調整がされる前の合格者選定名簿の復元	27
(2) 復元結果の分析	28
(3) 問題行為の特定	29
(4) 平成29年度推薦入試における個別調整.....	32
2 平成30年度入学試験について	33
(1) 属性及び個別調整前の合格者選定名簿の復元.....	33
(2) 復元結果の分析	33
(3) 問題行為の特定	34
(4) 推薦入試について.....	35
第6 問題行為に対する評価	35
1 評価をするにあたり拠り所となる規範.....	35
(1) はじめに.....	35
(2) 合格者選抜に関する裁量権.....	35
(3) 裁量権に対する制約	36
2 属性に着目した不利益取扱いについて.....	39
(1) 女性を不利益に取り扱う点数調整（本報告書第4の1）及び合否判定（本報告書第4の3）について	39
(2) 現役・浪人の別に着目した点数調整（本報告書第4の1）について	40
3 個別の受験生に対する点数調整等（本報告書第4の2、同4（1）及び（2））について.....	41
第7 平成29年度及び平成30年度医学科入試受験生に対する対応について.....	41
1 前提.....	41
2 追加合否判定を実施した場合の問題点.....	41
3 提言.....	42

略語表

	略語	正式名称 ※肩書は平成30年7月現在
い	医学科	東京医科大学医学部医学科
	一般入試	一般入学試験
	一般公募推薦入試	一般公募推薦入学試験
	茨城特別推薦	茨城県地域枠特別推薦
う	臼井氏	臼井正彦氏（学校法人東京医科大学前理事長）
か	学則	東京医科大学医学部学則
	学務課	東京医科大学教育部医学科学務課
	看護学科	東京医科大学医学部看護学科
き	教育委員会規程	東京医科大学医学部医学科教育委員会規程
	教授会規程	東京医科大学医学部医学科教授会規程
く	繰上合格	正規合格者又は上位の補欠合格者が入学手続を行わなかったり、入学を辞退したこと等により、募集人員に欠員が生じた場合に、補欠合格者に、合格者としての地位を与えること
し	職務分掌規程	学校法人東京医科大学事務分掌規程
す	推薦入試	一般公募推薦入試、茨城特別推薦及び山梨特別推薦の総称
	鈴木氏	鈴木衛氏（東京医科大学前学長）
せ	センター利用入試	センター試験利用入学試験
と	東京医大	学校法人東京医科大学または同法人が設置する学校である東京医科大学
な	内部調査委員会	学校法人東京医科大学内部調査委員会
に	入試委員会	入学試験選考委員会
	入試委員会内規	東京医科大学医学部医学科入学試験選考委員会内規
	入試用システム	東京医大が使用しているクライアントサーバ型の入試システム
	入試用PC	入試用システムがインストールされたパソコン
ま	マークシート読取用PC	マークシート読み取りに用いられるパソコン
や	山梨特別推薦	山梨県地域枠特別推薦

第1 本報告書について

東京医大は、平成30年8月28日、平成25年度から30年度までの東京医大医学科の入学試験における不適切な行為等の調査を主たる目的として当委員会を設置した。当委員会は、いわゆる第三者委員会として中立公正な立場で調査等の活動を行うことを目指すものであって、その構成、調査方法等の概要は第2に記載のとおりである。

東京医大は、当委員会に対し、平成30年度の医学科入学試験における不適切な行為の有無及び当該行為がなかった場合の入学試験の具体的な結果を最優先の調査事項として調査を行い、平成30年10月15日時点において入手できた資料に基づき、同月22日までに報告を行うことを求めている。本報告書は、平成30年度に加え、平成29年度医学科入試についての検証結果を報告し、併せてそれに関する是正措置を提言するものである。

なお、当委員会は、平成25年度から平成28年度までの医学科入試及び平成25年度から平成30年度までの看護学科入試についても調査を行っているところであるほか、平成29年度及び平成30年度医学科入試の原因等の調査や再発防止策の検討を継続している。それらの結果については、別途報告を行う予定である。

第2 調査の方法

1 調査の端緒

東京地検特捜部は、平成30年7月4日、佐野太氏（文部科学省科学技術・学術政策局前局長）及び谷口浩司氏（医療コンサルティング会社元役員）を受託収賄等で逮捕したが、その後の報道の中で、臼井氏及び鈴木氏が贈賄者であるとの疑惑が生じた。これを受けて、東京医大は、同年7月5日、当該疑惑に関する事実解明等を目的として、内部調査委員会を設置したが、同委員会の調査の過程で、佐野太氏の事案以外にも、受験生の得点を調整する不正行為が確認された（同委員会の同年8月6日付調査報告書を参照）。

その後、同年7月24日に、臼井氏及び鈴木氏が起訴された。

以上を受けて、東京医大は、医学部医学科入学試験の合格者選定における不適切な行為を中心とした東京医大の問題行為に関する事実調査および原因の究明、ならびに必要な改善提案（以下「本調査」という。）のために本委員会を設置した。

2 当委員会について

(1) 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

- 委員長 那須弘平弁護士(あさひ法律事務所オブカウンセル・元最高裁判所判事)
委員 半田正夫弁護士(TMI 総合法律事務所顧問弁護士・元青山学院大学理事
長・学長)
委員 大野京子医師(東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科教授)

なお、当委員会は、その補助者として、以下の弁護士を本調査に従事させた(いずれも、あさひ法律事務所所属の弁護士)。

金子憲康、南部恵一、山本陽介、高根和也、熊野祐介

(2) 日弁連ガイドラインとの関係

当委員会は、平成22年7月15日付日本弁護士連合会策定の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン(平成22年12月17日改訂)」で定める第三者委員会に該当する。また、当委員会は、東京医大との間で、原則として前記ガイドラインに準拠して本調査を行うことを合意している。

3 調査の方法

当委員会が平成30年10月15日までに実施した調査は、以下のとおりである。

なお、本報告書は、第1記載の範囲に限って報告を行うものであり、以下の調査による結果のすべてを記載したものではない。

(1) ヒアリング

当委員会は、東京医大役職員(退職者を含む)及び外部関係者合計25名(延べ30回)についてヒアリングを実施した。

(2) 関係資料

当委員会は、東京医大及び内部調査委員会から調査事項に関連する資料(電子データを含む)の提供を受け、その精査を行うとともに、前記ヒアリングに際して、ヒアリング対象者から説明を受けるなどの調査を行った。

なお、本件に関する資料の多くは、東京地検特捜部に押収され、現在は同特別公判部が保管している。東京医大は、当委員会と協議の上、同特別公判部と折衝し、優先順位の高いものから閲覧撮影を行っているところである。当委員会は、

当該謄写物についても東京医大から提供を受け、本調査の基礎資料とした。

(3) フォレンジック調査

当委員会は、マークシート読取用PCについてフォレンジック調査を実施した。

(4) アンケート調査

当委員会は、東京医大の理事、監事、主任教授を対象として、入学試験に関するアンケート調査を実施した。

(5) 情報提供窓口開設

当委員会は、東京医大の職員を対象とする情報提供窓口を設置し、東京医大の協力を得て学内での周知を行った。平成30年10月15日時点で、メール数件の情報提供を受けている。

4 前提条件及び留保事項

本報告書の前提条件及び留保事項は以下のとおりである。

- ① 本報告書は、限られた期間において、現時点で存在している任意に提供された資料及び情報に基づき行われた調査・検証の結果である。当委員会は、可能な限り真実を追求すべく努力したが、合理的に推測される範囲内での記載にとどまった箇所もあるなど、その結果には自ずと限界がある。
- ② 本報告書に記載された当委員会の意見は、当委員会としてのものであり、各委員が所属する組織・団体の意見を代表するものではない。
- ③ 本報告書は、東京医大が本件への対応を検討するための基礎資料として作成されたものであり、それ以外の目的や、東京医大以外の者が用いることは想定されていない。
- ④ 本報告書は、東京医大及びその関係者の民事及び刑事上の法的責任を判断するものではない。

第3 医学科入学試験の概要

1 医学科入学試験に関する法令及び学内の規則

平成29年度及び平成30年度入試において適用される法令及び学内の規則は、以下のとおりである。

(1) 学校教育法

平成26年改正後の学校教育法（平成27年4月1日施行）は、「学生の入学」に関する事項について、次の定めを置いており、「学生の入学」に関する事項については、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定することが明確化されている。

学校教育法第93条

- 1 大学に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 （省略）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 （以下、省略）

(2) 大学設置基準

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）は、入学者の選抜に関して、次のとおり定めている。

大学設置基準第2条の2

入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(3) 学則

東京医大においては、学則により、入学者の選考は学力試験その他の方法によるとされている（第24条第1項）^[1]。

¹ なお、学則第24条2項によれば、「選考の方法は、別に定める。」とされているが、入試に関する特段の規程は、存在していないとのことである。

学則 24 条

- 1 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。
- 2 選考の方法は、別に定める。

東京医大の学則は、平成 27 年 3 月 18 日改正前は、以下のとおり「入学等学生の身分に関する事項」及び「入学試験に関する事項」については、「教授会」が審議することを定めていた。

学則（平成 27 年 3 月 18 日改正前）第 13 条

- 1 医学部医学科及び看護学科に、各学科の重要事項を審議するため、それぞれ教授会を置く。
- 2 教授会は、次の事項を審議する。
 - (1) 入学、進級、卒業、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
 - (2) (省略)
 - (3) 入学試験に関する事項
(以下、省略)

しかし、学校教育法の平成 26 年改正を受け、学則は、平成 27 年 3 月 18 日に改正され（平成 27 年 4 月 1 日施行）、「入学等学生の身分に関する事項」及び「入学試験に関する事項」については、「学長」が決定を行うものであり、「教授会」は学長がその決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものと改められた。

学則（平成 27 年 3 月 18 日改正後）第 13 条

- 1 医学部医学科及び看護学科に、それぞれ教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 入学、進級、卒業、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
 - (2) (省略)
 - (3) 入学試験に関する事項
(以下、省略)
- 3 (省略)

(4) 教授会規程

医学科の教授会規程も、平成 27 年 3 月 18 日、学則と平仄を合わせる形で、以下のとおり、改正された（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

教授会規程（平成27年3月18日改正後）3条

- 1 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 入学、進級、卒業、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
 - (2) (省略)
 - (3) 入学試験に関する事項
 - (4) (以下、省略)

(5) 教育委員会規程

医学科では、学則第15条に基づいて教授会が設置した「教育委員会」が、「学生の入学に関する事項」を協議立案するものとされている。

(6) 入試委員会内規

医学科では、「学生の入学に関する事項」のうち、「入学者の選抜実施に関し必要な事項」を審議することを目的とし、入試委員会内規に基づき、入試委員会が設置されている。

入試委員会は、教育委員会の付託のもと、①入学試験の実施方針、②入学試験に関する専門委員（入学試験問題出題委員、入学試験採点委員、健康診断委員、入学試験面接試験委員（以下「面接委員」という。）及びその他委員会が必要と認める委員）の選出、③入学試験合格者の選考、④その他入学試験に関する事項を審議するものとされている。

また、入試委員会内規によれば、入試委員会に関する事務は、学務課において行うこととされている（入試委員会規程10条、職務分掌規程11条（19））。

(7) アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

医学科が定めるアドミッションポリシーの内容は、以下のとおりである。

なお、アドミッションポリシーは、学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号により、制定が求められている。

本学の建学の精神は「自主自学」であり、自主性を重んじた医学教育を実践している。校是として「正義・友愛・奉仕」を掲げ、患者とともに歩むことのできる医療人を一世紀にわたり育成してきた。

本学では、この建学の精神、校是およびミッションを理解し、多様性、国際性、人間性を兼ね備えた医療人となる高い志を持った、次のような人を求めている。

- 1 十分な基礎学力をもつ人

- 2 自己学修意欲が旺盛である人
- 3 自ら問題を発見し、解決する積極性のある人
- 4 他者と礼節を重んじながら、積極的に関わることができる人
- 5 命あるもの（動・植物）に慈愛をもって接することができる人
- 6 自らの使命を理解し、求められている役割を自ら果たそうとする人
- 7 自らの意見を他者に伝えるとともに、他者の意見を理解できる協調性と柔軟性をもつ人
- 8 ICT（情報通信技術）の基本を理解している人
- 9 医療を通して国際的視野で活動する志のある人

2 入学試験に関連する会議体及びその構成員

医学科の入学試験に関連する会議体の役割及び構成員は、次表のとおりである。

会議体	入学試験に関する役割	構成員	関連規程
教授会	学長が「入学・・・等学生の身分に関する事項」及び「入学試験に関する事項」について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる（教授会規程3条）。	学長、学科長、主任教授、東京医科大学病院長、茨城医療センター病院長、八王子医療センター病院長、一般教育主任及びその他学科長が指名する者	学則13条、教授会規程
教育委員会	医学科学生の教育に関する事項を協議立案する（教育委員会規程1条）。	学長、副学長（医学科長、研究科長）、副学長補（基礎社会医学主任、臨床医学主任、西新宿キャンパス整備室長）、大学病院長、学生部長、医学教育学主任教授、卒前教育検討委員長、医学教育推進センター長、一般教育主任及び医学科教授会選出の教育委員、その他学長が指名する者	学則15条、教育委員会規程
入試委員会	教育委員会の付託のもとに、学生の入学及び退学に関する事項のうち、入学者の選抜実施に関し必要な事項を審議する（入試委員会内規2条）。	学長、副学長（医学科長）、副学長補（基礎社会医学主任、臨床医学主任）及び教育委員会から選出された2名	学則15条、教育委員会規程5条2項、入試委員会内規

3 入学試験の概要（平成29年度及び平成30年度）

（1）入学試験の種別

平成29年度及び平成30年度における医学科の入学試験の種別としては、①一般入学試験、②センター試験利用入学試験、③一般公募推薦入学試験、④茨城県地域枠特別推薦入学試験、⑤山梨県地域枠特別推薦入学試験がある。

学生募集要項によれば、それらの内容は、それぞれ以下のとおりである。

（2）一般入試

ア 概要

一般入試の募集人員は、75名である。

一般入試では、第1次試験及び第2次試験によって、合格者を決定する。

合格者のうち成績上位35位までの者は、初年度に納入する授業料250万円及び教育充実費250万円の合計500万円が免除される。

入学検定料は、6万円である。

イ 第1次試験

第1次試験合格者は、学力試験成績によって判定され、決定される。

第1次試験の試験科目は、次表のとおりである。数学の一部のみが記述式で、その他はマークシート式試験である。

教科	科目（出題範囲）	配点
理科	「物理基礎・物理」と「化学基礎・化学」、 「物理基礎・物理」と「生物基礎・生物」、 「化学基礎・化学」と「生物基礎・生物」 の中から1組を選択	200点 (各100点)
数学	数学（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、A、B） (数学Bは、「数列」及び「ベクトル」を出題範囲とする)	100点
英語	コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ	100点
配点合計		400点

ウ 第2次試験（第1次試験合格者のみ）

第2次試験合格者は、第1次試験合格者に対して課される小論文、適性検査及び面接の各試験結果に、第1次試験の成績及び調査書²を加味し、総合的判定によって、決定する。

² 調査書保存規定等により調査書が提出できない場合には、志願書に記載されている経

(3) センター利用入試

ア 概要

センター利用入試は、前記「一般入試」の第1次試験に替えて、大学入試センターが実施するセンター試験の得点をもとに、第1次試験の合格者を決定する試験である。

募集人員は、15名である。

合格者のうち成績上位15位までの者（すなわち、正規合格者）は、初年度に納入する授業料250万円及び教育充実費250万円の合計500万円が免除される。

入学検定料は、4万円である。

イ 第1次試験（センター試験）

受験者は、センター試験のうち、次表の科目を受験する必要があり、それらの合計得点が、第1次試験合格者判定のための基礎資料となる。

教科	科目（出題範囲）	配点
国語	「国語」	200点
数学	「数学Ⅰ・数学A」と「数学Ⅱ・数学B」2科目必須	200点 (各100点)
地理歴史 公民	地理歴史「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」および公民「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」の中から1科目選択	100点
理科	「物理」、「化学」、「生物」の3科目の中から2科目選択	200点 (各100点)
外国語	「英語」（リスニング含む）	250点
配点合計		950点

ウ 第2次試験（第1次試験合格者のみ）

センター利用入試における第2次試験の内容は、前記「一般入試」の「第2次試験」と同様である。

歴等に基づき、面接で評価される。

(4) 一般公募推薦入試

ア 概要

一般公募推薦入試は、「東京医大建学の精神を理解し、正義、友愛、奉仕の心を持つ、心身共に健全な学生を全国に求め、輝ける21世紀の医学と医療の発展に貢献する人間性豊かな医師と医学研究者の育成に資すること」を目的とする推薦入学試験である。

募集人員は、20名以内である。

入学検定料は、6万円である。

イ 選抜方法

一般公募推薦入試では、高等学校長の推薦書、調査書、志望の動機書のほか、東京医大で実施する小論文、適性検査、基礎学力検査、面接の評価を総合的に判定して、合格者を決定する。

(5) 地域枠特別推薦

ア 茨城特別推薦

茨城特別推薦制度は、将来、茨城県の定める医療機関において一定期間医師の業務に従事しようとする熱意のある入学者を選抜するもので、茨城県出身者を対象とする入学試験である。入学者には、茨城県から医師修学資金が貸与される。

募集人員は、8名以内である。なお、合格者が募集人員に満たない場合、その欠員は、一般入試において、募集することとなる。

入学検定料は、6万円である。

イ 山梨特別推薦

山梨特別推薦制度は、将来、山梨県の定める医療機関において一定期間医師の業務に従事しようとする熱意のある入学者を選抜するもので、山梨県出身者を対象とする入学試験である。入学者には、山梨県から医師修学資金が貸与される。

募集人員は、導入以降、変わらず2名以内である。なお、合格者が募集人員に満たない場合、その欠員は、一般入試において、募集することとなる。

入学検定料は、6万円である。

ウ 選抜方法

一般公募推薦入試と同様、高等学校長の推薦書、調査書、志望の動機書のほか（茨城特別推薦においては、茨城県が実施する修学資金貸与のための面接に

より作成した調査書を含む。)、東京医大で実施する小論文、適性検査、基礎学力検査、面接の評価を総合的に判定して、合格者を決定する。

4 合格者決定の手続及び結果

平成29年度及び平成30年度の前記各試験制度における採点から合格者決定までの手続と、それら各試験制度に基づく選抜状況は、それぞれ次のとおりである。

(1) 一般入試

ア 第1次試験

(ア) マークシート式試験

マークシート式試験の採点は、マークシート読取用機器を用いて行われており、試験当日中に採点は完了する。

マークシートをマークシート読取用機器で読み取ると、マークシート読取用PC^[3]において自動的に採点され、その結果が記録される仕組みになっている。

学務課の職員は、USBメモリに採点結果のテキストデータを保存し、入試用PC^[4]へ、当該データを移動させる。

入試用PCには、入試用システムがインストールされており、当該システムを用いて、各受験生の試験結果が集計され、一覧化される。

(イ) 記述式試験（数学）

数学の一部に導入されている記述式試験の採点は、採点委員に選任された医学科の教授らによって行われていた。

学務課の職員は、試験終了後、受験者名をマスキングし、仮番号を付した答案用紙のコピーを作成し、これを採点委員に配布する。1つの答案について採点委員2名が採点を行い、両採点委員の採点結果に齟齬が生じた場合には、両採点委員の協議により、得点が決定される。

学務課の職員は、得点が記載された答案用紙を採点委員から回収し、入試用PCの入試用システムに、当該得点を手打ちで入力する（誤入力がないようにダブルチェックが行われている。）。

³ マークシート読取用PCには、ログインをするためにパスワードが必要とされていた。

⁴ 入試用PCにも、ログインをするためにパスワードが必要であった。

(ウ) 合格者の決定方法

マークシート試験及び記述式試験の得点を入試用システムに入力し終わると、入試用システムにより、第1次試験の合計得点（マークシート式試験及び記述式試験の合計得点）が高い方から順に受験生名が配列された合格者選定名簿（以下「一般・1次合格者選定名簿」という。）が作成される。

第1次試験の数日後には、第1次試験の合否判定のための入試委員会が開催され、学務課の職員は、入試委員会の場で、一般・1次合格者選定名簿を各入試委員に配布する。

入試委員会では、一般・1次合格者選定名簿をもとに合否判定を行い、合格候補者を決定する。合格候補者となりえる人数は、第2次試験の試験会場のキャパシティの観点から決められ、成績上位者から順にその人数に満つるまでの受験生が合格候補者と定められる（後記「第2次試験」における合否判定のための入試委員会とは異なって、受験生1人1人を取り上げて合否判定が行われることはない。）。

一般・1次合格者選定名簿は、入試委員会終了後、学務課の職員によって回収される。

入試委員会で合格候補者が決定すると、その後、教育委員会と教授会に、順次、その結果が報告され、審議が行われるが、教育委員会及び教授会で、入試委員会の決定に異議が唱えられることはなく、平成29年度入試及び平成30年度入試でも特段の異議はなかったようである。

入試委員会の決定について、教育委員会及び教授会で特段の異議が出なければ、その決定どおりに合格者が決定し、合格発表が行われる。

なお、教授会での審議の後、学長に対して意見が述べられ、それを踏まえて、学長が合格者を決定する、という手続は、外形上はとられていないようであるが、学長は、入試委員会、教育委員会及び教授会のいずれもの構成員であり、それらの審議・決定の内容を当然に認識している以上、教授会が入試委員会の決定した合格候補者を承認した時点で、入試委員会での決定どおりに学長が合格者を決定していたものと理解することができる。

イ 第2次試験

第2次試験の合格者は、第1次試験の成績のほか、第1次試験合格者に対して課される小論文、適性検査、面接の各試験結果及び調査書の内容を総合的に判断して決定される。

(ア) 小論文

第2次試験のうち小論文の点数は、第1次試験の点数と合算されることとなり、その合計得点に基づいて、受験生が順位づけされる。

小論文の配点は、毎年、試験実施前に開催される入試委員会で審議され、決定されていたが、公表はされていない。

平成29年度及び平成30年度の第1次試験及び小論文の配点は、次表のとおりである。

年度	第1次試験の配点	小論文の配点
29	400点	60点 (30点×採点委員2名)
30		100点 (50点×採点委員2名)

小論文の採点は、複数の採点委員（医学科の教授ら）が、予め定められた採点基準に基づいて個別に行っており、各採点委員の得点を合算したものが、その受験生の得点となる^[5]。

学務課の職員は、試験実施後、答案用紙の受験番号及び氏名をマスキングし、仮番号を付した答案用紙のコピーを作成し、採点委員にそれぞれこれを交付する。採点委員は、答案を順次採点した上、その点数を小論文採点表に転記し、採点を担当したすべての受験生の点数を1つの書面に集約する。

採点終了後、学務課の職員は、採点委員から答案用紙と小論文採点表を回収し、小論文採点表に記載された点数を入試用PCに手打ちで入力し（誤入力がないようにダブルチェックが行われている。）、入試用システムを用いて、合否判定のための入試委員会に提出するための合格者選定名簿（以下「一般・2次合格者選定名簿」という。）を作成する。

一般・2次合格者選定名簿では、1次試験の得点に小論文の得点を加算した合計得点が高い方から順に、受験生名が配列されている。

⁵ なお、平成28年度以前に、採点委員が採点を行った後、入試委員会が開催される前に、入試委員及び出題委員が参加して行われる「小論文検討会」が開催され、採点結果を再評価していた時期があるが、平成29年度及び平成30年度入試においては、小論文検討会は開催されていない。

(イ) 適性検査

適性検査は、MMP I（一定時間内に多数の質問に回答させるマークシート式試験）とバウムテスト（木の絵を描かせる試験）を行い、メンタルヘルス科の主任教授や臨床心理士によって、評価が行われる。

適性検査の評価は、点数化されず、順位も付けられないが、ネガティブチェックの対象とされ、評価の低い受験生については、合否判定に際して、慎重な検討がなされていた。

評価の結果、何らかの問題が見受けられる、あるいは、その可能性があると思われる場合には、悪い方から順に、A、B、Cの評価が付され、その評価が、一般・2次合格者選定名簿の「備考」欄に記載される。

(ウ) 面接

面接は、受験生1名に対して面接委員（医学科の教授ら）複数名によって実施され、各面接委員が、それぞれ独立して採点を行う。

面接委員は、予め定められた質問事項が書かれた面接試問評価票に基づいて受験生に質問を行い、各回答を採点する。質問事項に、性別や浪人に着目した質問事項は認められなかった。なお、面接に当たっては、経済性、宗教、親の職業、他大学の受験状況についての質問は、禁止されていた。

面接終了後、各面接委員の採点結果を合算して、面接試験の得点が決められ、良い評価から順位に、A（6点以上）、B（5点以下0点以上）、D（-1以下）評価が付されることとなる。面接でD評価が付された受験生については、一般・2次合格者選定名簿の「備考」欄に、「*」印が付されることとなっている。

面接の得点は、第1次試験の得点との合算は行われていないが、ネガティブチェックの対象とされ、評価の低い受験生については、合否判定に際して、慎重な検討がなされていた。

(エ) 合格者の決定方法

第2次試験の合否判定は、次の方法により行われる。

学務課の職員は、一般・2次合格者選定名簿を第2次試験の数日後に行われる、合否判定のための入試委員会場で各入試委員に配布する。

入試委員会では、一般・2次合格者選定名簿の成績上位者から順に、1人1人、合否が検討される。

なお、この入試委員会では、一般入試の合否判定と併せて、センター試験利用入試の合否判定も行われるところ、前述のとおり、センター試験利用入

試の正規合格者は、入学後初年度に納入する授業料及び教育充実費が免除される。そのため、一般入試の合否判定に先立って、センター試験利用入試の合否判定が行われ、センター試験利用入試で合格となった受験生については、一般入試の選考からは除かれることとなる。

一般・2次合格者選定名簿に基づいて、成績上位者から順に、1人1人、小論文、面接及び欠席日数等を検討し、目立ったマイナス要素のある受験生については、調査書その他の資料により、更に検討が行われる。また、前述のとおり、この入試委員会には、適性検査の結果、A評価又はB評価が付された受験生について、メンタルヘルス科の主任教授や臨床心理士らによる判定理由が記載された資料も配布されており、合否判定に当たって、この資料が参照されることもあった。

合否判定に当たっては、他の受験生との関係で相対的に高校卒業時期以降の期間が長期に及ぶ受験生についても、個別に取り上げられ、審議されることがあった。その場合には、調査書の内容を確認し、高校卒業後の経歴を確認・検討の上、合否が判定される。

以上のように、一般・2次合格者選定名簿の成績上位者から順に検討を行い、正規合格候補者と補欠合格候補者が決定される。なお、補欠合格候補者は、1次補欠と2次補欠に分けて決定される。

前記のとおり、一般入試の合格者のうち、成績上位35名までの者は、初年度に納入する授業料250万円及び教育充実費250万円の合計500万円が免除されることとなるため、当該35名の候補者も、この合否判定の際に、併せて決定される。

その後、第1次試験と同様、教育委員会と教授会に、その結果が順次報告され、審議が行われるが、教育委員会及び教授会で、入試委員会の決定に異議が唱えられることはなく、平成29年度入試及び平成30年度入試でも特段の異議はなかったようである。入試委員会での決定について、教育委員会及び教授会で特段の異議が出なければ、その決定どおりに合格者が決定し、合格発表が行われる。

なお、教授会での審議の後、学長に対して意見が述べられ、それを踏まえて、学長が合格者を決定する、という手順が外形上はとられていない点については、第1次試験と同様である。

(オ) 補欠合格者の繰上げ

合格発表後、正規合格者に対しては、合格通知書の他、入学手続関係書類が送付される。正規合格者は、これを受領した後、入学の意思を有する場合には、入学手続期間内に入学手続を行うこととなるが、通常、他大学に合格

した等の理由により、正規合格者のうち相当数は入学手続を行わないことから、補欠合格者を繰り上げることとなる。補欠合格者の繰り上げは、1次補欠合格者の成績上位者から順に行い、1次補欠合格者全員を繰り上げてもお欠員が生じる場合に、2次補欠合格者を、その成績上位者から順に繰り上げることが想定されている。

繰上合格者を決定するため、入学手続期間の経過後、入試委員会が開催される。

学務課の職員は、入試用システムを用いて、前記した、第2次試験後に行われる入試委員会、教育委員会及び教授会での審議を経て決定した補欠合格者のみを抽出した合格者選定名簿（以下「一般・補欠合格者選定名簿」という。）を作成し、繰上合格者を決定するための入試委員会において、これを配布する。

第2次試験後に開催される合否判定のための入試委員会で補欠合格候補者を決定する際、個々の受験生に関する実質的な検討が行われていることから、繰上合格者の決定は、一般・補欠合格者選定名簿をもとに、成績上位何名を繰り上げるか、という観点から行われる。

その決定にあたっては、繰上合格者の発表後にも、入学手続を行わなかったり、入学を辞退したりする者が一定数生じることにより、入学者が募集人員を割り込むことが想定されることから、例年、正規合格者（平成30年度入試で言えば、75名）から欠けた人数（例えば、30名）を多少上回る人数（例えば、40名）の繰上合格者を決定している。

入試委員会で繰上合格者が決定すると、合格発表が行われる。

なお、前記（エ）の教育委員会及び教授会での審議においては、補欠合格者の繰り上げについては、繰り上げる受験生を、逐一、教育委員会及び教授会に諮ることなく、欠員の状況を見ながら、入試委員会での審議を踏まえた学長の判断により、一般・補欠合格者選定名簿に掲載された成績上位者から順に繰り上げることが承認しており、その結果を、学務課が、翌年度の教育委員会及び教授会において報告することとされていた。そのため、繰上合格者については、入試委員会で決定した後、教育委員会及び教授会での審議が行われることなく、合格発表が行われている。

繰上合格者の発表後、学務課では、繰上合格者のうち入学手続を行った者の人数や辞退者の人数を随時確認し、募集人員を割り込んだ場合には、割り込む都度、一般・補欠合格者選定名簿の成績上位者から順に電話連絡を行って、受験生の入学意思の有無を確認し、入学する意思があると回答した者には入学手続関係書類を送付することにより、入学予定者が募集人員を下回ることはないよう、確認・対応を行っている。

入試委員会での判定の後、外形上は、学長に対して報告が行われ、それを踏まえて、学長が繰上合格者を決定するという手順がとられていないが、学長は、入試委員会の構成員であり、入試委員会の審議・決定の内容を当然認識している以上、入試委員会が繰上合格者を決定した時点で、その決定どおりに学長が繰上合格者を決定していたものと理解することができる。

ウ 選抜状況

平成29年度入試及び平成30年度入試での一般入試の受験者数、第1次試験合格者数、第2次試験合格者数及び入学者数は、それぞれ次のとおりである（割合は、小数点第2位を四捨五入したものである。以下、同じ。）。

(ア) 受験者数

年度	受験者数		
	合計	男性	女性
29	2832名	1692名 (59.7%)	1140名 (40.3%)
30	2614名	1596名 (61.1%)	1018名 (38.9%)

(イ) 第1次試験合格者数

年度	第1次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
29	453名	274名 (60.5%)	179名 (39.5%)
30	451名	303名 (67.2%)	148名 (32.8%)

(ウ) 第2次試験合格者（正規合格者及び繰上合格者）数

年度	第2次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
29	131名	82名 (62.6%)	49名 (37.4%)
30	171名	141名 (82.5%)	30名 (17.5%)

(エ) 入学者数

年度	入学者数		
	合計	男性	女性
29	78名	47名 (60.3%)	31名 (39.7%)
30	85名	71名 (83.5%)	14名 (16.5%)

(2) センター利用入試

ア 第1次試験

センター利用入試の第1次試験の合否判定は、一般入試の第1次試験実施後に開催される前記の入試委員会において、併せて行われる。

センター試験の実施後、学務課の職員が、入学志願書に添付された「センター試験成績請求票」に基づいて、大学入試センターに各受験者の試験結果を照会すると、同センターから、受験生の試験結果が電子データで提供される。

当該電子データを入試用システムに組み入れることにより、合計点数の高い者から順に受験生名が配列された合格者選定名簿（以下「センター・1次合格者選定名簿」という。）が作成される。

学務課の職員は、これを一般入試の第1次試験が実施された数日後に行われる第1次試験の合否判定の入試委員会で配布する。

合格者候補者となりえる人数は、第2次試験の試験会場のキャパシティとの関係で決定する点は、一般入試と同様であり、成績上位者から順にこの人数に満つるまでの受験生が合格候補者と定められる（後記「第2次試験」における合否判定のための入試委員会とは異なって、受験生1人1人を取り上げて合否判定が行われることはない。）。

この決定を行うに当たっては、学務課の職員が事前に行っている「センター試験の正答率〇%以上を合格者とする、合格者は〇名となる」という分析結果が参照される。

入試委員会で合格候補者が決定すると、一般入試と同様、教育委員会、教授会への順次報告がなされ、それらの会議体で審議が行われる。教育委員会及び教授会で特段の異議が出なければ、入試委員会での決定どおりに合格者が決定し、合格発表が行われる。なお、教育委員会及び教授会での審議において、入試委員会の決定に異議が唱えられることは、なかったようである。

教授会での審議の後、学長に対して意見が述べられ、それを踏まえて、学長が合格者を決定する、という手続が外形上はとられていない点については、一般入試と同様である。

イ 第2次試験

センター利用入試における第2次試験の合否判定の方法は、前記「一般入試」の「第2次試験」と概ね同様である。

ウ 選抜状況

平成29年度入試及び平成30年度入試でのセンター利用入試の受験者数、第1次試験合格者数、第2次試験合格者数及び入学者数は、それぞれ次のとおりである。

(ア) 受験者数

年度	受験者数		
	合計	男性	女性
29	846名	446名 (52.7%)	400名 (47.3%)
30	917名	533名 (58.1%)	384名 (41.9%)

(イ) 第1次試験合格者数

年度	第1次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
29	176名	86名 (48.9%)	90名 (51.1%)
30	178名	109名 (61.2%)	69名 (38.8%)

(ウ) 第2次試験合格者数

年度	第2次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
29	48名	20名 (41.7%)	28名 (58.3%)
30	43名	39名 (90.7%)	4名 (9.3%)

(エ) 入学者数

年度	入学者数		
	合計	男性	女性
29	14名	5名 (35.7%)	9名 (64.3%)
30	8名	8名 (100%)	0名 (0%)

(3) 一般公募推薦入試

ア 試験内容

一般公募推薦入試では、高等学校長の推薦書、調査書、志望の動機書（書類審査）のほか、東京医大で実施する小論文（日本語の課題1題、英語の課題1題）、適性検査、基礎学力検査（数理的問題）、面接の評価を総合的に判定して、合格者を決定する。

書類審査（200点満点）、小論文（200点満点）、基礎学力検査（500点満点）、面接（100点満点）の合計点をもとに判定が行われるが、配点は公表されていない。

なお、一般公募推薦入試は、合格した場合に入学を確約できる者を対象とした試験であることから、補欠合格者は存在しない。

イ 合格者の決定方法

一般公募推薦入試の合否判定は、小論文、適性検査、基礎学力検査及び面接の実施日の数日後に開催される入試委員会によって行われる。

一般入試及びセンター利用入試の合格者選定名簿を作成するに当たり用いられている入試用システムは、推薦入試においては用いられておらず、学務課の職員は、医学科が独自に作成しているエクセルシートに受験生の得点を入力して、合計点数の高い方から順に受験生名が配列された合格者選定名簿（以下「推薦入試合格者選定名簿」という。）を作成し、前記入試委員会でこれを配布する。

入試委員会では、推薦入試成績一覧表の成績上位者から順に、1人1人、合否判定を行う。

入試委員会で合格候補者が決まると、教育委員会、教授会への順次報告がなされ、それらの会議体で審議が行われ、特段の異議が出なければ、入試委員会での決定どおりに合格者が確定し、合格発表が行われる。なお、教育委員会及び教授会での審議において、入試委員会の決定に異議が唱えられることは、なかったようである。

教授会での審議の後、学長に対して意見が述べられ、それを踏まえて、学長が合格者を決定する、という手続が外形上はとられていない点については、一般入試及びセンター利用入試と同様である。

ウ 選抜状況

平成29年度入試及び平成30年度入試での一般公募推薦入試の受験者数、合格者数及び入学者数は、それぞれ次のとおりである。

(ア) 受験者数

年度	受験者数		
	合計	男性	女性
29	82名	41名 (50.0%)	41名 (50.0%)
30	113名	49名 (43.4%)	64名 (56.6%)

(イ) 合格者数

年度	合格者数		
	合計	男性	女性
29	20名	8名 (40.0%)	12名 (60.0%)
30	20名	12名 (60.0%)	8名 (40.0%)

(ウ) 入学者数

入学者数は、前記(イ)合格者数と同数である。

(4) 茨城県及び山梨県地域枠特別推薦

ア 試験内容

茨城県特別推薦及び山梨県特別推薦の試験内容は、一般公募推薦入試と同様である。

イ 選抜状況

平成29年度入試及び平成30年度入試での茨城県特別推薦及び山梨県特別推薦の受験者数、合格者数及び入学者数は、それぞれ次のとおりである。

(ア) 受験者数

年度	茨城特別推薦			山梨特別推薦		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
29	24名	9名 (37.5%)	15名 (62.5%)	11名	7名 (63.6%)	4名 (36.4%)
30	20名	10名 (50.0%)	10名 (50.0%)	9名	7名 (77.8%)	2名 (22.2%)

(イ) 合格者数

年度	茨城特別推薦			山梨特別推薦		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
29	6名	4名 (66.7%)	2名 (33.3%)	2名	2名 (100%)	0名 (0%)
30	5名	4名 (80.0%)	1名 (20.0%)	2名	2名 (100%)	0名 (0%)

(ウ) 入学者数

入学者数は、前記(イ)合格者数と同数である。

(5) 入学者数の総計

前記各入試制度に基づいて平成29年度及び平成30年度に医学科に入学した者の総数は、次のとおりである。

年度	入学者数		
	合計	男性	女性
29	120名	66名 (55.0%)	54名 (45.0%)
30	120名	97名 (80.8%)	23名 (19.2%)

5 入試関係データの利用・保管状況

各受験生の答案用紙は、入試が実施された翌年度の夏頃に廃棄されている。

合否判定のための入試委員会で配布された前記の各合格者選定名簿は、電子データとして学務課のパソコン内に保存されているが、後記の各問題行為が行われる前の採点結果に関する情報については、全てが残されているわけではなかった。

第4 平成29年度及び平成30年度医学科入試における問題行為

当委員会は、平成29年度及び平成30年度の医学科入試について調査を行う中で、「公正かつ妥当な方法」による入学者の選定とは認めがたい行為（以下「問題行為」という。）が、複数存在することを確認するに至った。

その主要なものは、以下に述べる「属性調整」と「個別調整」の2点であるが、両者は一部の受験者の試験結果に加点をして成績順位を高める等、合否判定の基

礎となるべき合格者選定名簿に不正な操作を加え、誤った結果を導く点で共通する行為である。

1 属性調整

本報告書にいう「属性調整」とは、一般入試・センター利用入試の2次試験科目である「小論文試験」の点数について、受験生の属性（性別や高校卒業年からの経過年数）に応じて一部の受験生にだけ点数を加点するなどして成績順位を高める等の調整をするものである^[6]。

東京医大では、2000年（平成12年）ころから、一般入試・センター利用入試の業務において、入試用システムを採用してきた。属性調整のシステムは、平成18年度入試から導入されたものであるが^[7]、採点・入力された元の小論文の点数データ（素点）に加点等の操作をして、調整後の点数を合格者選定名簿に出力することを可能とするものであった。

2 個別調整

本報告書にいう「個別調整」とは、理事長ないし学長が、学務課の職員に加点を指示し、元の点数データ（素点）を書き換えさせることである。一般入試及びセンター利用入試については、特定の一般入試受験生^[8]の第1次試験と第2次試験の両方又は一方の点数を加点するというものであった^[9]。

-
- 6 一般・センター2次合格者選定名簿には、適性検査及び面接の結果も記載される。当委員会による調査の限りでは、適性検査及び面接において、受験生の性別や高校卒業年からの経過年数の一事をもって不利益な取扱いがなされた形跡は見受けられなかった。
 - 7 入試用システムの修正を行った際に作成された「修正概要」によれば、属性調整のプログラムが導入されたのが、平成18年度入試のときであった。
 - 8 平成29年度及び平成30年度センター利用入試について、センター試験の結果及び第2次試験（小論文試験）に対する個別調整による加点の有無を確認したが、発見されなかった。
 - 9 平成28年度以降の一般入試及びセンター利用入試では、採点后、合格者選定名簿（第2次試験後については属性調整を経た採点結果が反映されているもの）が作成された後で、合否判定の入試委員会よりも前に、学長ないし理事長から、特定の学務課職員に対し、関係者からの依頼を受ける等して合格させたい個別の受験者毎に個別加点の指示がなされていた。具体的には、理事長ないし学長が、特定の学務課職員が持参した採点后に作成された合格者選定名簿（第2次試験後については属性調整を経た採点結果が反映されているもの）と、それぞれが作成した受験生のリストを照らし合わせながら、当該学務課職員に対し、各々口頭で、「受験番号〇〇に、□点」などと指示をするのである。これを受けて、当該学務課職員は、メモ用紙に手書きでメモをとって、学務課に戻った後、入試用PCのパスワードを知る他の学務課職員にメモを渡し、メモを渡された学務課職員は、入試用PCにログインして、合格者選定名簿のうち、

3 平成30年度推薦入試合否判定における問題行為

関係者のヒアリングにおいて、平成30年度推薦入試の合否判定を行う入試委員会において、性別を考慮し女性を不利益に取り扱った可能性があるとの指摘があった。そこで、当委員会は、平成30年度推薦入試合否判定で用いられた推薦入試合格者選定名簿を分析したところ^[10]、次の事実が判明した。

- ① 平成30年度推薦入試の合格者が27名であること、合格者の内訳が男性18名、女性9名であったこと
- ② 合計点の順位が1位から13位の受験生は全員合格していること、この合格者の内訳が男性5名、女性8名であったこと
- ③ 合計点の順位が14位以下で合格している女性受験生は1名のみであったこと、この受験生は茨城特別推薦入試の合格者であること
- ④ 合計点の順位が14位から36位までの間の受験生は、11名が合格し、12名が不合格になっていること、この合格者の内訳が男性10名、女性1名（前記③の受験生）であったこと、この不合格者の内訳が男性0名、女性12名であったこと

推薦入試合格者選定名簿から判明した以上の事実以外にも、以下の事実が確認されている。

- ⑤ 平成30年推薦入試の合否判定の入試委員会において、委員長^[11]である鈴木氏が、「去年は女性が多かったから、今年は男性を多く取りたい」という考えをもっていたこと^[12]
- ⑥ 当委員会のヒアリングにおいて、入試委員を含む複数の委員会出席者が

メモ用紙に記載のある受験番号の受験生の得点に対し、指示どおりの加点操作をすることが行われていた。また、理事長が、直接、入試用PCのパスワードを知る学務課職員に、加点指示をすることもあったようである。

¹⁰ 推薦入試には、一般公募推薦並びに茨城特別推薦及び山梨特別推薦が存在するが、前記のとおり、いずれの受験生も、同じ推薦入試合合格者選定名簿上に表示されたり、同じ合否判定会議で合否判定がされたりするなど、手続面での重複が認められるので、推薦入試という括りでまとめて分析する。

¹¹ 委員長は、合否判定の入試委員会において、議論を主導する立場にあった。

¹² なお、平成29年度の入学者は120名で、その内訳は男性66名（55.0%）、女性54名（45.0%）であった。入試手続別にみると、平成29年度推薦入試の合格者・入学者は28名であり、その内訳は男性14名、女性14名、平成29年度一般・センター利用入試による入学者は92名で、その内訳が男性52名、女性40名であった。

「入試委員会の冒頭で、去年は女性が多かったから、今年は男性を多く取りたいという趣旨の発言が鈴木氏からあった。」旨述べていること^[13]

以上、①ないし④の事実は、推薦入試合格者選定名簿から読み取れる客観的な事実であるところ、これらの事実に照らせば、平成30年度推薦入試の合否判定では、性別に着目した合否判定が行われていた疑念を強く生じさせる。また、鈴木氏が入試委員会の議論を主導していたため、⑤の事実に表れている鈴木氏の考えが、入試委員会の意思決定に影響を及ぼさなかったとは考え難い。さらに、⑥の事実は、入試委員を含む複数の委員会出席者の認識であるところ、委員会の中に鈴木氏によるかかる発言を認識した者がいたということ自体、たとえ以心伝心という形を取ったものであれ、鈴木氏の考えが、入試委員会の意思決定に影響を与えたものと理解することもできる。

そうすると、平成30年度推薦入試の合否判定においては、入試委員各自が女性を不利益に取り扱う意思を有していたか否かはともかく、少なくとも、委員長である鈴木氏の考えによって、入試委員会の会議体としての意思決定が歪められ、女性に不利益な合否判定結果となった強い疑いが存在するというべきである^[14]。

平成29年度推薦入試合格者選定名簿についても同様の分析を行うなど調査を行ったが、合否判定において性別を考慮した形跡は見受けられなかった。

4 その他の問題行為

当委員会は、以下のとおり、合否判定や補欠合格者の繰上合格手続における問題行為も確認した。

(1) 平成30年度一般入試第2次試験の合否判定における問題行為

平成30年度一般入試第2次試験の合否判定では、特定の受験生について、調査書等を確認・考慮の上、不合格になる方向で議論が進んでいたが、鈴木氏が「関係者なので」と発言し、不合格にならなかったことが確認された。

(2) 平成30年度一般入試繰上合格における問題行為

繰上合格の仕組みは、前記のとおりであり、本来であれば、一般・補欠合格者

¹³ 鈴木氏も、このような内容の発言をした可能性を認めている。

¹⁴ 他方、平成30年度推薦入試の合否判定に関与した入試委員は、基礎学力の得点率等を重視して総合的に判断していたのであって、性別に着目した合否判定は行われていないと述べており、その中には、不合格者の不合格理由についても具体的に述べる者もいる。そして、鈴木氏の合否判定の際の議事進行において、具体的に女性を不利益に取り扱う旨明言されていたとまでは認定できない。

合格者選定名簿の成績上位者から順に電話連絡が行われる。

しかし、平成30年度一般入試繰上合格において、臼井氏が特定の学務課職員に指示し、一般・補欠合格者選定名簿でより上位にいた5名の順位を飛ばして、特定の受験生に電話連絡を行わせ、繰上合格の手続きを行ったことが確認された。

なお、この受験生に対する繰上げをもって、繰上合格が終了した。

第5 属性調整及び個別調整が行われる前の合格者選定名簿の復元及びその分析

前記のとおり、一般入試及びセンター入試の合格者選定名簿については、属性調整及び個別調整が行われていた。そこで、当委員会は、学務課等に、それらの調整がなされる前の合格者選定名簿の復元¹⁵⁾を行わせ、その検証を行った。その結果は以下のとおりである。

なお、当該復元作業は、現時点で保存が確認されている最善のデータをもとに可能な限りの復元を試みたものであり、当委員会としてその正確性を完全に保証するものではない。

1 平成29年度入学試験について

(1) 属性調整及び個別調整がされる前の合格者選定名簿の復元

一般入試及びセンター利用入試について、別紙29-1ないし29-3【別紙省略】のとおり、現時点で可能な限り問題行為の影響を排除した合格者選定名簿

¹⁵⁾ 合格者選定名簿の復元は、次の方法で行った。平成29年度及び平成30年度ともに同じ方針で復元している。

【方針】合格者選定名簿に反映されている問題行為である属性調整と個別調整を排除する。

【属性調整の排除】属性調整のプログラムが作動しないようなプログラム修正がされた復元用入試用システムを設計させ、これによって、合格者選定名簿を作成する。また、すでに属性調整がされている入試用システム上の小論文の点数については、本件入試用システムに入力された元の点数に復元する。

【個別調整の排除】次のデータを復元用入試用システムに入力する。なお、調査の結果、第1次試験（数学記述式試験）の点数に対する個別調整は認められなかった。

- ① 第1次試験（数学記述式試験を除く。）の結果
 - ・マークシート読取用PCで読み取ったデータ
又は
 - ・本件入試用システムに入力されたデータ（本件入試用システムのバックアップデータから復元したもの）
- ② 第2次試験（小論文試験）の結果
 - ・属性調整を排除した復元データ（なお、入試用システム上の点数入力の更新履歴から個別調整の疑いが検出された場合には、当該受験生については、小論文採点表に記載されている採点結果を入力する。）

の復元をした。

(2) 復元結果の分析

元の一般・二次合格者選定名簿（以下、元の合格者選定名簿を「旧合格者選定名簿」ということがある。）と、復元した一般・二次合格者選定名簿（以下、復元した合格者選定名簿を「新合格者選定名簿」ということがある。）を対比した結果は、次のとおりである[16]。

ア 一般試験

- ① 合計点数の順位が146位（同順位となる複数の受験生を含む。）[17]以内の受験生の男女比

	合計	男性	女性
旧合格者選定名簿	151名	96名 (63.6%)	55名 (36.4%)
新合格者選定名簿	151名	85名 (56.3%)	66名 (43.7%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が146位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が146位以内となるという受験生は、19名であった。

¹⁶ この分析は、問題行為による順位の変動の傾向を確認するために行うものである。したがって、この分析により一定の順位以内となることが確認された受験生が、追加合否判定の実施（後記第7の3（1））により合格判定を受けることを保証するものではない。

¹⁷ 平成29年度一般入試で繰上合格となったのは、146位の受験生までであることから、この順位を一応の基準とした。

イ センター利用入試

- ① 合計点数の順位が 82 位（同順位となる複数の受験生を含む。）^[18]以内の受験生の男女比

	合計	男性	女性
旧合格者 選定名簿	84 名	40 名 (47.6%)	44 名 (52.4%)
新合格者 選定名簿	83 名	39 名 (47.0%)	44 名 (53.0%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が 82 位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が 82 位以内となるという受験生は、いなかった。

(3) 問題行為の特定

合格者選定名簿の復元作業に関連して以下の事実が判明した。

ア 個別調整の特定

平成 29 年度一般入試における個別調整と考えられる^[19]加点は、次のとおりである。

¹⁸ 平成 29 年度センター利用入試で繰上合格となったのは、82 位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。

¹⁹ ある学務課職員は、平成 29 年度一般入試第 1 次試験について個別調整の指示を受けたと述べている。

① 第1次試験

受験番号	氏名	数学	物理	化学	生物	英語	合計	合否
-	-	15点		13点	17点		45点	合格
-	-	15点		20点			35点	繰上合格 (1次補欠) [20]
-	-			6点		5点	11点	繰上合格 (1次補欠)
-	-	9点		11点		10点	30点	繰上合格 (1次補欠)
-	-			11点		6点	17点	繰上合格 (1次補欠)
-	-			17点		20点	37点	合格
-	-	15点		19点			34点	合格
-	-	10点	13点	11点			34点	第1次試験 合格 (第2次試験 受験せず)
-	-	15点					15点	合格
-	-		9点			19点	28点	繰上合格 ならず (1次補欠)
-	-			8点			8点	繰上合格 (1次補欠)
-	-	8点				7点	15点	合格
-	-	10点		7点		18点	35点	合格

²⁰ 繰上合格（1次補欠）とは、合否判定時点で1次補欠合格者であったが、繰上合格になった受験生のことをいう。繰上合格（2次補欠）も同様である。

② 第2次試験^[21]

受験番号	氏名	小論文Ⅰ	小論文Ⅱ	合計	合否
-	-		5点	5点	繰上合格 (1次補欠)
-	-	5点	5点	10点	繰上合格 ならず (1次補欠)

イ 属性調整の内容の特定

平成29年度一般・センター利用入試における属性調整の内容は、次のとおりである。属性調整は、各採点者の点数に対してそれぞれ行われていた。

属性調整後の点数	① 小論文点数×0.833+加算点 ② ①を2点単位に繰り上げ
加算点	① 高等学校等コード ^[22] ≥51000 ^[23] 0点 ② 高等学校等コード<51000 男性：現役5点、一浪4点、二浪3点、それ以外0点 女性：0点

²¹ 入試用システム上の点数入力 of 更新履歴から、小論文の点数の書換えのされた受験生が特定できた。当該受験生に関し、属性調整を排除した復元データと保管されていた平成29年度小論文採点表に記載されている点数を突合して加点の内容を特定した。また、ある学務課職員は、平成29年度一般入試第2次試験については個別調整の指示を受けたと記憶している。

²² 高等学校等コードとは、医学科高等学校等コード表に記載のコードをいい、入学志願書に記載されるものである。このコードは、「大学入学者選抜大学入試センター試験案内」から引用されていた。

²³ 高等学校等コード≥51000には、高等学校卒業程度認定試験・大学入学資格検定(51000K)、外国の学校等(52000E)、文部科学大臣の指定した者(53000A)、認定(大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、当該入試が実施される年の3月31日までに18歳に達するもの、いわゆる「飛び入学」で大学に入学した者(学校教育法第90条の第2項の規定により大学に入学した者)であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(54000F)、在外教育施設(55000A)、専修学校の高等課程(56000G)が該当する。出身校によっても点数が低くなり得る者がいることから、問題がある可能性があり、今後、調査を行う予定である。

(4) 平成29年度推薦入試における個別調整

平成29年度推薦入試合格者選定名簿における基礎学力検査及び小論文試験の成績を、元データ^[24]と突合させたところ、両者に差異が認められた。

平成29年度推薦入試における差異^[25]は、次のとおりである。また、元データに基づいて復元した平成29年度推薦入試合格者選定名簿は、別紙29-4【別紙省略】のとおりである。

合否の結果や差異の内容に照らせば、受験生1名^[26]を除いては、いずれの受験生にも個別調整による加点がされた可能性が高い^[27]。

① 小論文

受験番号	氏名	小論文1 ^[28]	小論文2 ^[29]	合計	合否
-	-		1点	1点	不合格
-	-	25点	1点	26点	合格
-	-	10点		10点	合格
-	-	5点		5点	合格
-	-	15点		15点	合格
-	-	5点		5点	合格

② 基礎学力（得点率）

受験番号	氏名	加点前 (①)	加点後 (②)	② - ①	合否
-	-	65.9%	73.2%	7.3%	合格
-	-	68.3%	75.6%	7.3%	合格
-	-	82.9%	85.4%	2.5%	合格

²⁴ 基礎学力検査の点数についてはマークシート読取用PCで読み取ったデータが印字されているものと突合し、小論文試験の点数については小論文採点表と突合した。

²⁵ 本報告書では、元データを突合して判明した差異をそのまま記載することとした。

²⁶ 加点が小論文2の1点にとどまること、合否判定の結果も不合格であることから、入力ミスの可能性がある。もっとも、合格者選定名簿の復元作業に際しては、当該受験生の点数も、元データのとおりに復元した。

²⁷ ある学務課職員は、平成29年度推薦入試において、個別調整の指示を受けたと述べている。

²⁸ 小論文1は、日本語の課題を指す。

²⁹ 小論文2は、英語の課題を指す。

2 平成30年度入学試験について

(1) 属性及び個別調整前の合格者選定名簿の復元

別紙30-1ないし30-3【別紙省略】のとおり、問題行為の影響を、現時点で可能な限り排除した合格者選定名簿の復元をした。

(2) 復元結果の分析

元の二次合格者選定名簿（以下、元の合格者選定名簿を「旧合格者選定名簿」ということがある。）と、復元した二次合格者選定名簿（以下、復元した合格者選定名簿を「新合格者選定名簿」ということがある。）を対比した結果は、次のとおりである。

ア 一般入試

- ① 合計点数の順位が226位（同順位となる複数の受験生を含む。）^[30]以内の受験生の男女比

	合計	男性	女性
旧合格者選定名簿	230名	187名 (81.3%)	43名 (18.7%)
新合格者選定名簿	240名	158名 (65.8%)	82名 (34.2%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が226位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が226位以内となるという受験生は、44名であった。

イ センター利用入試

- ① 合計点数の順位が80位（同順位となる複数の受験生を含む。）^[31]以内の受験生の男女比

³⁰ 後記第4の4（2）の繰上合格における問題行為を除けば、平成30年度一般入試で繰上合格となったのは、226位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。

³¹ 平成30年度センター利用入試で繰上合格となったのは、80位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。

	合計	男性	女性
旧合格者 選定名簿	83名	57名 (68.7%)	26名 (31.3%)
新合格者 選定名簿	81名	50名 (61.7%)	31名 (38.3%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が80位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が80位以内となるという受験生は、6名であった。

(3) 問題行為の特定

合格者選定名簿の復元作業に関連して以下の事実が判明した。

ア 個別調整の特定

平成30年度一般入試における個別調整と考えられる加点^[32]は、次のとおりである。なお、平成30年度一般・センター利用入試においては、第2次試験（小論文試験）の点数に対する個別調整と考えられる加点は確認できなかった^[33]。

受験番号	氏名	数学	物理	化学	生物	英語	合計	合否
-	-			39点		9点	48点	繰上合格 (1次補欠)
-	-					10点	10点	合格
-	-			5点		10点	15点	繰上合格 (1次補欠)
-	-					32点	32点	繰上合格 (2次補欠)
-	-			20点	29点		49点	繰上合格 (1次補欠)
-	-			10点			10点	合格

³² ある学務課職員は、平成30年度一般入試第1次試験については個別調整の指示を受けたと述べている。

³³ 入試システム上の点数入力 of 更新履歴を解析しても、データの書換えは見当たらなかった。また、ある学務課職員も、平成30年度一般・センター利用入試第2次試験について個別調整の指示を受けていないと述べている。

イ 属性調整の内容の特定

平成30年度一般・センター利用入試における属性調整の内容は、次のとおりである。属性調整は、各採点者の点数に対してそれぞれ行われていた。

属性調整後の点数	① 小論文点数×0.8+加算点 ② ①を5点単位に繰り上げ
加算点	① 高等学校等コード≧51000 0点 ② 高等学校等コード<51000 男性：現役10点、一浪10点、二浪10点、三浪5点、それ以外0点 女性：0点

(4) 推薦入試について

平成30年度推薦入試合格者選定名簿上の基礎学力検査の点数及び小論文試験の点数を、東京医大に残っていた元データ^[34]と突合させたが、両者に差異は認められなかったため、平成30年度推薦入試合格者選定名簿の復元は行っていない。

第6 問題行為に対する評価

1 評価をするにあたり拠り所となる規範

(1) はじめに

当委員会は、前記のとおり認定した問題行為に対する東京医大の執るべき措置に関して提言を行うことを求められている。この提言は、社会常識に照らして公正妥当なものであることが望ましいが、それだけでなく社会規範に沿ったものであることが求められる。以下、この観点から、若干の検討を行う。

(2) 合格者選抜に関する裁量権

東京医大には学問の自由（憲法23条）の制度的保障として「大学の自治」が認められており、入学試験における合格者の選抜に関しても、東京医大が一定の裁量権を有することに疑いはない。

³⁴ 基礎学力検査の点数については、マークシート読取用PCで読み取ったデータと突合し、小論文試験の点数については小論文採点表と突合した。

この点、群馬大学事件判決（東京高裁平成19年3月29日判決・判時1979号70頁）は、「被控訴人（注：群馬大学）医学部医学科の入学試験における合格、不合格の判定は、医師としての資質、特に医師としてふさわしい人格と倫理性、コミュニケーション能力、人間に対する豊かな感受性と奉仕精神をもち、ゆとりをもって医学教育内容を十分理解するために必要な総合的基礎学力を備えているかの判断を内容とする行為であるから、その性質上、試験実施機関の最終判断に委ねられるべきものであり、その判断の当否を裁判所が審査し、具体的に法令を適用して、その紛争を解決できるものとはいえない。したがって、本件入試における控訴人に対する合格・不合格の判定の当否については本来的には裁判所の審判権が及ばないというべきである。」と述べている。

また、同判決は、「入学試験による選抜は、各国立大学がその教育理念や教育方針の下で、部分社会を形成する組織体である国立大学の構成員としての学生の身分、地位を取得させ、学生との信頼関係を基礎として継続的、集団的に行う教育役務提供の相手方として適格を有する者を、募集に応じた入学志望者の中から、募集要項等で定めた評価方法、評価基準に従って選抜し、合格者に、所定の期間内に所定の入学手続をして在学契約締結の申込みをすれば、特段の事情のない限り、国立大学は在学契約の締結を承諾する旨の在学契約の申込み資格を付与するという、優等懸賞広告に近似する法律関係にあると解するのが相当である。」との理解を前提に、「実体法的にみても、優等懸賞広告の応募者中、いずれの者の行為が優等であるかの判定に対し、応募者は異議を述べるできないのであり（民法532条3項）、大学の入学試験における合格者の選抜にもそのことは原則として適用されるものである。」と解している。東京医大は私立大学であるが、入学試験による選抜の点で、これと異なる法律関係が形成されると解すべき根拠はない。

（3）裁量権に対する制約

しかしながら、入学試験における合格者の選抜に対する大学の裁量権にも制約はあり、前記群馬大学事件判決は「入学試験における合否の判定に当たり、憲法及び法令に反する判定基準、例えば、合理的な理由なく、年齢、性別、社会的身分等によって差別が行われたことが明白である場合には…裁量権を逸脱、濫用したものと判断するのが相当」と指摘している。また講学上も、民法第532条第3項の解釈として、「応募者は、判定者の行った優劣の価値に対して異議をのべることができないだけであって、判定が広告中に定められていた標準・手続に違背して行われた場合、…信義則に違反して判定の行われた場合…には、応募者は、判定の無効を主張することができ（る）」と解されている（新版注釈民法（補訂版）（13）債権（4）530頁）。

本件の場合にも民法第1条第2項（信義則）、同条第2項（権利濫用）又は第90条（公序良俗）の規定を介して、入学試験の選抜行為が違法・無効とされる可能性があることを否定できない。

裁量権の逸脱、濫用に当たるかどうかを判断するにあたって斟酌すべきものとして、以下の規範ないし事情が挙げられる。

ア 平等原則

憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。私立大学による行為に対して憲法は直接適用されないが、その行為の合理性を判断するうえでの規範として、この平等原則は考慮されうる。

イ 教育の機会均等

憲法の平等原則を受けて、教育基本法第4条第1項は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。」と定めている。

ウ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成が「国民の責務」でもあると位置づけたうえで（第1条）、以下のとおり定めている。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

エ 大学の公共性とその役割を前提とする私学助成

教育基本法により、学校法人は私立であっても公の性質を有するものとされており、その公共性を前提として国や地方自治体より助成金を受けている。

したがって、私立大学であっても、公の性質に沿った公正な選抜行為が求められるといえる。

(参考) 教育基本法第6条ないし第8条

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

オ 大学設置基準

大学設置基準第2条の2は、「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」と定めている。

なお、平成29年6月1日付「平成30年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」(29文科高第236号文部科学省高等教育局長通知)は、「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮

する。」「入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨」することを求めている。

カ 学生募集要項上の定め

東京医大の学生募集要項には、以下の記載があり、これらの記載は、入試選抜における標準を定めるものと解される。

【アドミッションポリシー】

本学では、この建学の精神、校是およびミッションを理解し、多様性、国際性、人間性を兼ね備えた医療人となる高い志を持った、次のような人を求めている。

【選抜方法】

第1次試験の学力試験成績によって判定し、第1次試験合格者を決定します。第2次試験は、第1次試験合格者に対して、小論文、適性検査および面接を行い、第1次試験の成績および調査書を加味し総合的に判定し、合格者を決定します。

※調査書保存規定等により調査書が提出できない場合は、志願書に記載されている経歴等に基づき、面接で評価します。

2 属性に着目した不利益取扱いについて

(1) 女性を不利益に取り扱う点数調整（本報告書第4の1）及び合否判定（本報告書第4の3）について

入試委員（経験者を含む。以下同じ。）の中には、「女性は、妊娠や出産というライフイベントがあるので、業務に集中して、技術を高めて、将来的に大学や大学院を支える大事なポジションにつく者が男性医師に比べて少ない」との認識を前提に、「私立大学としては、系列を含む病院の財政基盤を確保して、女性より男性に多く入学してもらって、将来的に大学を支えてもらいたい。」「女性がやりたい分野・向いている分野は、診療科目により違いがある。例えば眼科、皮膚科、麻酔科には女性医師の割合が高く、外科、心臓外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科には女性医師の割合が低い。医師の全体数が変わらない中では、女性医師を増やすと、診療科目によっては医療崩壊の危険がある。」などといった理解のもと、女性を不利益に取り扱う属性調整に理解を示す意見もあった。合否判定の場において女性受験者を厳しく評価し、不合格とすることも同じ思想に基づくものである。

しかしながら、仮に女性医師によるそのような働き方の現状があるとしても、

様々な社会的支援等によりその働き方を十分に尊重しながら、方策を講じることこそが必要であるというべきである。東京医大は、平成22年より「医師・学生・研究者支援センター（旧称：医師・医学生支援センター）」を設立し、女性医師、女子学生等を支援する活動を行っていたものであるが、前記のような理解は、東京医大自ら、その活動の意義を否定し、その効果を諦めるに等しいものである。何より、かかる現状を消極的にせよ受け容れ、女性受験生にそのつけを回すことを正当化する理由はない。

性別に着目し、女性を不利益に取り扱う点数調整及び合否判定は、平等原則、教育の機会の均等及び入試手続の公正性の要請に著しく反するものとして、到底許されない。

（２）現役・浪人の別に着目した点数調整（本報告書第４の１）について

入試委員は、概ね一様に、多浪生（ここでは概ね3浪以上の受験生の意味で用いる。）は大学内での進級や医師国家試験で困難を生じることが多いとの感覚を述べている。そして、これは入学者の現役・多浪の区別と成績、進級状況を統計的に分析した結果にも合致するという。

しかしながら、仮に統計的にかかる傾向が存在するとしても、高校卒業時から年数を経過して医学部に入学しようとする人材には様々な背景を有する者がおり、また、かかる人材には卓抜して優れた成果を残す者も見られるのであって、受験生の個別の資質を見極めることなく一律に点数を調整することを正当化する根拠になるとは考えにくい。

そもそも入試の目的は、試験を行うことにより、当該学校に入学するに値する適性を見極めることにある。「その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」とする教育基本法第4条第1項の趣旨は、入試選抜の場面でもあてはまるというべきである。そして、合否の判定が成績だけでない「総合的判定」で行われるにしても、多浪生を一律に不利益に取り扱うことを募集要項の「総合的判定」に読み込むことはできず、むしろかかる取扱いはアドミッションポリシーにうたう「多様性」の観点からは矛盾する。さらに言えば、募集要項と入試手続の公正に対する信頼を前提に、誠実に試験を受けた受験者に対しては、教育者の良心をもって誠実に判定をすることが、教育基本法に基づき公共性を有する東京医大の入試手続において求められていたといえる。

したがって、機械的・一律に、多浪か否かという属性のみに着目して、多浪の受験生を不利益に取り扱うことは著しく不合理であり、許されない。

3 個別の受験生に対する点数調整等（本報告書第4の2、同4（1）及び（2）について

前記事実認定のとおり、東京医大では、あらゆる場面を捉えて、個別の受験生に対する点数調整等を行っていた。

しかしながら、そもそも入試の目的は、試験を行うことにより、当該学校に入学するに値する適性を見極めることにある。公正な試験の実施は、受験生と東京医大の間で受験に関する契約関係を結ぶにあたっての当然の前提である。かかる入試において、特定の受験生を、本人の資質ではなく、保護者等の社会的な地位や経済状況等の外部的な属性をもって引き上げることは、入試選抜の目的を逸脱し、手続の公正を著しく害するものであり、大学の公共性に照らしても到底許されない。

したがって、本報告書第4の2記載の個別調整及び同4（2）記載の非正規な繰上行為は許されるべきことではない。他方、同4（1）記載の「関係者」を考慮した合否判定については、当委員会は、対象となった当該受験生が合否判定において不合格になって然るべきであったとまでは断じることができない以上、考慮すべきでない事項を考慮した合否判定が行われたという点において不適切であったと指摘するに留める。

第7 平成29年度及び平成30年度医学科入試受験生に対する対応について

1 前提

本件での問題行為に対して前記のような評価を前提とすると、平成29年度及び平成30年度医学科入学試験について、復元された合格者選定名簿をもって、追加で合格させるべき受験生を決定するための合否判定（以下「追加合否判定」という。）をあらためて実施することが考えられるところであるが、当委員会が合否判定そのものを行うことはできない。それは、学校教育法は「学生の入学」にかかる事項を含む校務は学長の権限と定めていること（同法第92条第3項、第93条第2項第1号）、大学には「大学の自治」が保障されており（憲法23条）、東京医大の構成員となりうる合格者の選抜行為は東京医大自身によって行う必要があること、そして、東京医大が選抜手続として予め手続を定めている以上、その手続を遵守する必要があるからである。また、前記の学生募集要項からも明らかとおり、東京医大の合否判定は、総合的な判断であって、一定の裁量性があるものであり、かかる判断を東京医大に代わって当委員会が行うことは、困難かつ不適切である。

2 追加合否判定を実施した場合の問題点

入学試験が優等懸賞広告に近似する性質を有することを前提に、優等懸賞広告に関する民法の規定を参考にすると、追加合否判定において「合格」と判定された受験生（以下「追加合格者」という。）には、「報酬」（民法第532条第1項）とし

て、端的に入学の申込みを行いうる地位を認めるべきとする考え方もありえるところである [35]。

しかしながら、平成29年度及び平成30年度の東京医大の入学試験は、対象となる当該年度の予め指定された入学日に入学するための学力・適性を測るものであり、また、学生募集要項にも「平成〇年度医学部医学科第1学年に入学する学生を募集します。」との記載のほか、入学手続期間が明示されていることからして、追加合格者が取得する「報酬」は、当該受験の対象年度の指定された入学日からの入学の申込みを行いうる地位に過ぎないとも解される。

そうすると、東京医大の責めに帰すべき事由によるとはいえ、かかる申込みを行いうる時期は既に徒過していて、当該地位に対応する東京医大の債務は履行不能により消滅したと解する考え方もありえよう。

3 提言

以上の点を考慮し、当委員会は、以下のとおり提言する。

- (1) 平成29年度及び平成30年度の一般入試及びセンター試験利用入試の第2次試験並びに推薦入試（一般公募推薦入試、茨城特別推薦及び山梨特別推薦）につき、速やかに入試委員会を開催し、属性調整及び個別調整がなかった原状に復した別紙29-2ないし4及び30-2ないし3【別紙省略】並びに東京医大の平成30年度推薦入試における合格者選定名簿をもって、追加合否判定[36]を実施し、その結果を公表すること。この追加合否判定の際には、以下の点を遵守すること。

ア 一切の性差別の禁止

イ 多浪である受験生（高校卒業年度から何年経過した者を多浪とするかは東京医大の判断に委ねる。）について合否判定を慎重に行うにしても、多浪である

³⁵ なお、大学入学者（大学生）たる地位は、大学と追加合格者が締結する在学契約の締結により初めて認められるものである（前記群馬大学事件判決）。

³⁶ 前記のとおり、別紙29-1から30-3は、現時点で可能な限り復元した合格者選定名簿であって、その正確性には一定の限界があることは否定できない。また、本文記載のとおり、追加合否判定の目的である当該年度の入学自体は既に履行不能となっているとも考えられる。これらのことからすると、現時点では、入試手続において本来予定されている合否判定を行うことはできない。しかし、当委員会としては、当委員会の責務は法的な責任の判断にあるのではなく、大学がその社会的責任を果たし、信頼回復に向けた対応を行うための提言が求められているとの理解に立って、本文記載の提言を行うものである。本提言における「追加合否判定」は、かかる趣旨において理解されなければならない。

との一事をもって合格者選抜から排除せず、不合格とする場合には明確で説明可能な理由によるべきこと

ウ 合否判定においては、募集要項に定められた事項、すなわち第1次試験の学力試験成績、第2次試験の小論文、適性検査及び面接の結果並びに調査書の記載（調査書が提出できない場合は、志願書に記載されている経歴等に基づいた面接の結果）のみをもって判断すること。とりわけ、受験生側からの依頼の有無に関わらず、受験生又はその保護者の属性、社会的身分又は寄付の意向等の事情を合否判定に際して考慮しないこと

エ 合否判定に携わる入試委員の人選を公正に行った上、合否判定の場に第三者を立ち合わせるなど入試プロセスを透明化し、議事録の作成・保存を含めてこれを記録化すること

(2) 前記(1)により追加合格と判定された者のうち、少なくとも平成30年度入試の追加合格者に対しては、平成31年度の東京医大が指定する入学日に入学することを申し込みうる地位を認めるべきこと。

なお、前記(1)により追加合格と判定された者のうち、平成29年度の入試の追加合格者に対して同じ措置を採るか否かは、東京医大の判断に委ねるが^[37]、その取扱いを明確に定め、追加合格と同時に公表すべきこと。

併せて、追加合格者からの補償等の請求があった場合には、これに誠実に向き合い、対処すべきこと。

(3) 平成29年度及び平成30年度の一般入試につき、速やかに入試委員会を開催し、個別調整がなかった原状に復した別紙29-1及び30-1【別紙省略】をもって、第1次試験について追加合否判定を実施し、これを公表すること。

³⁷ 大学設置基準18条3項は、「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。」と規定しており、大学は、入学定員を著しく超えて入学させないことが求められている（前掲平成29年文科高第236号通知）。医学部はその教育の一環として実習制度を予定していることもあり、特に定員管理が求められているといえる。

また、大学教育が実効的に行われるためには、教育を受ける学生が入学時点において一定の学力・適性を有していることが必要であり、そうであるからこそ入学試験が実施されていると考えられるところ、過去の入学試験における学力・適性をどの範囲で現在ないしは入学時点における学力・適性と考えることができるのか、ということについては、大学教育という専門的・教育的な観点からの検討及び判断が必要であると考えられる。

問題行為に起因する今日の事態が専ら東京医大の責めに帰すべきものであるとしても、以上の点に変わりはない。

これらの事情も踏まえて、当委員会の提言は、上記の範囲にとどめるものとする。

なお、この追加合否判定の際には、第1次試験の学力試験成績のみを考慮するほか、前記（1）アからエに準じた判定を行うこと。また、かかる追加合否判定により新たに第1次試験合格と判定された者からの補償等の請求があった場合には、これに誠実に向き合い、対処すべきこと。

以上

別紙一覧表

【別紙はすべて省略】

- 別紙 29 - 1 平成 29 年度一般 1 次合格者選定名簿
- 別紙 29 - 2 平成 29 年度一般 2 次合格者選定名簿
- 別紙 29 - 3 平成 29 年度センター 2 次合格者選定名簿
- 別紙 29 - 4 平成 29 年度推薦合格者選定名簿
- 別紙 30 - 1 平成 30 年度一般 1 次合格者選定名簿
- 別紙 30 - 2 平成 30 年度一般 2 次合格者選定名簿
- 別紙 30 - 3 平成 30 年度センター 2 次合格者選定名簿